

○鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

平成17年7月1日

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づき鳥栖市高齢者福祉計画(以下「計画」という。)の策定について協議するため、鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 福祉団体の代表者
- (2) 公共団体の代表者
- (3) 市民の代表者
- (4) 学識経験者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、計画策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、高齢障害福祉課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成20年7月1日)

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成23年6月1日)

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(令和2年6月15日)

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。

附 則(令和2年11月1日)

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会 委員名簿

区 分	団 体 名	役 職 名	氏 名
学識経験者	鳥栖三養基医師会	理事	山津 善保
	鳥栖地区地域リハビリテーション広域支援センター	センター長	熊谷 隆史
福祉関係の代表者	佐賀県老人福祉施設協議会		門司 誠一
	公益社団法人 佐賀県社会福祉士会	理事	荒木 千史
	鳥栖地区介護支援専門員協議会	会長	古市 あぐみ
	社会福祉法人 鳥栖市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	佐藤 敦美
市民の代表者	鳥栖市老人クラブ連合会	副会長・地区女性部長	松隈 雅子
	鳥栖市区長連合会	会長	鈴木 正美
	鳥栖市民生委員児童委員連絡協議会	若葉地区民生委員児童委員協議会 会長	緒方 清文
公共団体の代表者	鳥栖保健福祉事務所	保健医療企画課長	久冨 恭一
	鳥栖地区広域市町村圏組合	介護保険課長	森岡 敬晶